

平成 2 2 年第 8 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
議案上程・議案審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 5 議案第 7 3 号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 4 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 5 号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 6 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号
- 第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	5番	森元淑雄君
6番	中村利昭君	7番	吉野久君
8番	福田守君	9番	泉美和子君
10番	泉繁夫君	11番	杉澤隆一君
12番	澁谷俊二君	13番	深澤均君
14番	戸澤勉君	15番	熊谷隆一君
16番	飛澤龍右エ門君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

4番 武藤威君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。4番武藤 威君から欠席の届けがあります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第8回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番泉 美和子君、10番泉 繁夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成22年9月分の報告がありました。2として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より平成22年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

ここで写しを皆様方に見てもらいたいのですが、実は報告に誤りがありまして、訂正を願いま

す。5)の議案第22号平成21年度決算の認定について審議結果、全会一致で認定したとありますけれども、異議がありまして賛成多数で原案可決したと訂正を願います。申しわけありませんでした。

4として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長(高橋 猛君) 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

平成22年第8回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席いただきお礼申し上げます。

開会に当たり、本日提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ招集のあいさつといたします。

議案第73号「美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第74号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第75号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、町長、副町長及び教育長の給料月額及び期末手当等に関する規定等を改正したく、お諮りするものです。

議案第76号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額及び期末手当等を改正する措置を講じたく、お諮りするものです。

議案第77号「平成22年度美郷町一般会計補正予算第5号について」ですが、町税にかかる還付金、返還金及び補償金の追加、国勢調査費やふるさと会事業費等の増額により歳出の増額並びに給与条例改正に伴う人件費の調整等による歳入歳出予算の減額等についてお諮りするものです。

この中で町税にかかる還付金、返還金の追加については昭和40年から平成19年にかけて県が保安林に指定した町内の町有林8筆、6件について本来は固定資産税が非課税となることを誤って課税していたことに伴うもので、還付及び返還金は5万5,900円となり、歳出補正と歳入還付により対応してまいります。原因は、県が法務局に対して申請した保安林の地目変更登記で一部地目変更登記ができず、町で地目変更が確認できなかったことと、県から町あてにあった保安林指定の通知について庁内関係課での情報伝達が不十分であったためです。

また、補償金の追加については道路買収用地の所有権移転登記の未処理が昭和55年度から平成20年度にかけて33件あり、そのうち本来は固定資産税が非課税となる13件について誤って課税したことに伴うもので、補償額は8万1,900円となります。原因は相続人の未確定、抵当権の解除不可及び圃場整備による法務局の登記簿閉鎖等によるものです。

以上2件について、関係する方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げますとともに、今後このような事態が発生しないよう業務間の連携強化と適切な事務遂行を徹底してまいります。

議案第78号「平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号」、議案第79号「平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」及び議案第80号「平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与条例改正に伴う人件費の調整についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ招集のあいさついたします。

ただいまの招集あいさつで一部間違ったあいさつがありましたのでおわびさせていただきながら訂正させていただきます。

先ほど町税にかかる還付金、それから返還金の追加について昭和40年から平成19年にかけて県が保安林に指定した町内の民有林8筆が正しいわけですが、私は誤って町有林8筆と言っていましたので、正確には民有林8筆であります。おわびしながら訂正いたします。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第73号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） おはようございます。

議案第73号についてご説明いたします。人事院勧告、秋田県人事委員会の勧告に準ずるとともに、県及び県内各市町村の動向を踏まえ12月支給期末手当の支給率を改定したく提案するものでございます。

2ページの改正する条例案及び議案資料集1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。12月支給のこの第6条第2項の改正であります。この条文につきましては期末手当の支給については一般職の職員に関する条例第22条の読みかえをする規定となっております。12月支給の期末手当について、一般職の支給率が100分の150を100分の135に引き下げることに伴い、議員の期末手当の支給率をこれまでの100分の160を100分の145に引き下げるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 美郷町議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第74号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第74号についてご説明いたします。

議案第73号と同様、12月支給の期末手当の支給率の引き下げと報酬月額引き下げ並びに9月定例会において改定した美郷町職員等の旅費に関する条例の改正に準じ日当の支給について改正をいたす旨を提案するものでございます。

4ページの改正する条例案及び議案資料集2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条の改正でございますが、こちらは議員同様12月の期末手当の支給率をこれまでの100分の160から100分の145に引き下げるものでございます。第5条及び別表第1の改定につきましては、これまで県内外を問わず宿泊を伴わない出張に対し日当を支給してはおりませんでした。国、県内自治体の例に準じ宿泊を伴う出張に対し1日日当とし、県外の宿泊を伴わない出張については半日当を支給する旨の改正でございます。

この改正につきましては9月定例におきまして一般職の旅費の改正を行ってございます。この改正に準じ改正をするものでございます。

次に附則の第6項および第7項につきましては町長に支給する給料をこれまでの月額81万6,000円を79万6,000円に、月額で2万円、副町長に支給する給料につきまして月額60万5,000円を59万5,000円に月額1万円、今年12月から来年の11月まで1年間それぞれ減ずる旨の規定でございます。

なお、第5条の旅費につきましては今回の改正により議会議員及び教育長の旅費につきまして副町長の例によることとなることから同様の改正となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第75号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第75号についてご説明いたします。

議案第74号と同様、12月期末手当の支給率の引き下げと給料月額引き下げをたく、提案するものでございます。

8ページ、改正する条例案及び議案資料集4ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条の改正は議員及び町長、副町長同様12月支給の期末手当の支給率を100分の160を100分の145に引き下げるものでございます。

附則の第3項につきましては教育長に支給する給料を月額54万3,000円を53万4,000円に、月額で9,000円を今年12月から来年11月までの1年間減ずる旨の規定でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 先ほどからちょっとわからなかったですけれども、資料集の引き下げの分についてと、それから議案の引き下げの額がちょっとかみ合わないと思っておりますけれども、その点、教えてもらいたいですけれども。

○議長（高橋 猛君） 具体的にどこですか。

○5番（森元淑雄君） 例えば資料集を見れば新で100分の125とあるのは100分の145と、100分の135とあるのは100分の145とすると。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 新旧対照表の100分の135とあるのは100分の145とするという内容の説明ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、一般職の読みかえ規定となっております旨、先ほどもご説明してございます。一般職の給与条例の22条に一般職については100分の135を支給するというふうになってございます。それを議員の場合は100分の145と読みかえるというような規定でございます。したがって、今回の改正は一般職が100分の150を100分の135に改正になります。それに伴って議員も100分の160が100分の145に改正になるという改正でございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。森元議員。

○5番（森元淑雄君） 意味がちょっとわかりませんが、そうすれば臨時会の議案のところでは100分の150を100分の135に改めると書いてありますよね。100分の160を100分の145に改めると、これでこの資料集がどのように違うのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 新旧対照表をごらんになっていただきたいと思いますが、これまでの100分の150というのは旧の分でございます。アンダーラインのある100分の150でございますが、これは一般職の分でございます。それが100分の135に変更するというでございまして、それに伴って一般職は100分の150ですけれども、議員の場合は100分の160に読みかえるという規定でございまして、議員の場合は100分の160を100分の145に改正するという内容でございまして、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第76号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第76号についてご説明いたします。

人事院及び秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、一般職の職員について給料月額及び期末手当等を改正したく提案するものでございます。

10ページの改正条例案及び議案資料集5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

初めに、改正条例案の第22条第2項中の改正の内容でございますが、こちらは12月支給の期末手当を100分の150から100分の135に引き下げるものでございます。第3項および第25条の第2項第2号につきましては、再任用職員について12月支給の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ引き下げるものでございます。別表第3条関係につきましては給料表の改定でございます。年功的な給料上昇要因の見直し等の観点から若年層の改定を行わず、中高年齢層について引き下げる改定をしているところでございます。平均で0.1%の改定でございます。

改定となっているところでございますが、11ページの右から三つ目の4級につきましては33号給のところから、それから5級につきましては25号給のところから、それから6級につきましては17号給のところからそれぞれ改定になってございます。

次のページでございますが、真ん中ほどの3級につきましては49号給のところから、それから2級につきましては65号給のところからそれぞれ改定となっております。1級につきましては今回は改定はございません。したがって、高齢者の中高齢層について引き上げる改定ということになってございます。

次に15ページをごらんいただきたいと思っております。

15ページの下段から16ページにかけてでございますが、附則の第7項の改定でございます。こちらはいわゆる現給保障の適用を受けている職員の現給保障額に100分の99.59、0.41%の減額をする旨の改定でございます。

次に16ページの中段でございますが、附則の改定でございます。第1項につきましては今改正の施行期日を12月1日から施行する旨の規定でございます。第2項につきましては今回の改正による減額改定の対象となる職員について、4月から11月までの給料、管理職手当、扶養手当等々と期末勤勉手当の額に100分の33、0.33%を掛けた額を12月支給の期末手当からさらに減ずる調整をするという旨の規定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

本案に反対者の発言を許します。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 議案第76号に反対の立場から討論いたします。

公務員賃金の引き下げは民間賃金と連動して賃下げの悪循環となり、すべての労働者の賃金全体を引き下げる結果になるものと考えます。職員給与引き下げは2年連続となるものであり、職員の生活や地域経済に与える影響も大きいと思っておりますので、この議案には賛成できません。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第76号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(高橋 猛君) 起立多数と認めます。よって、議案第76号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、表決

- 議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第77号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次願います。

- 企画財政課長(高橋 薫君) 議案第77号 平成22年度一般会計補正予算第5号について説明します。

今回の補正内容は1,500万円を減額するものでございます。

26ページをお願いします。歳入でございます。今回の歳出補正で減額となった一般財源分1,500万円について、17款2項1目の財政調整基金繰入金を減額し、調整するものでございます。

- 総務課長(小原正彦君) 続いて、歳出についてご説明いたします。

歳出の各款項目の2節、3節、4節の人件費について一括して説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては人勧に伴う議員の期末手当、特別職、一般職の給与等の減額により改定補正でございます。議会議員の期末手当の100分の15の減としまして79万9,000円の減額、特別職につきましては町長、副町長につきましては給料、期末手当、共済費合わせまして45万5,000円の減、教育長につきましては合わせまして15万円、いわゆる三役につきましてはあわせて60万5,000円の減となっております。一般職につきましては給料表の改定による分として給料で18万2,000円の減、期末手当の支給率の減による分としまして1,244万6,000円の減、それから4月から11月までの0.33%の調整による分として151万2,000円の減、給与改定による共済費等々につきましては126万1,000円の減、その他扶養手当、通勤手当、寒冷地手当等の支給対象の増減によるものが22万4,000円の増、事業費の増による時間外勤務手当が64万円の増となっております。

人件費全体では1,594万1,000円の減額補正となっております。人件費については以上でござ

います。

○商工観光交流課長（池田茂基君） それでは、28ページをお開きください。

この28ページ、上段ですけれども、これは2款1項6目、前ページから企画費の続きの部分でございますが、ここの普通旅費、食糧費でございますけれども、旧町村ごとにある東京都を中心とした関東圏のふるさと会について統合を視野に入れた今後の運営の方法について各ふるさと会の役員の方々と協議を進めたく、所要の経費を追加するものでございます。

○税務課長（小原隆昇君） 2項徴税費2目賦課徴収費につきましては議会冒頭に町長がご説明をいたしましたとおり、保安林にかかる固定資産税に誤りがあり納税者の方へ還付、返還を要する費用のうち、歳出予算を伴う部分につきまして計上をいたしました。9月に県内の一部の市において保安林への課税が確認された旨新聞報道があり、本町でも同様の事例がないか調査を進めてまいりました。その結果、本来非課税とすべき保安林につきまして一部課税されていたことが確認されました。税務を統括するものとして深く反省し、おわびを申し上げます。

保安林は所有者の権利が厳しく制限され、極めて公共性が高いことから今回に限り保安林指定時にさかのぼり還付、返還することといたしました。本年度を含め5年分につきましては法律に基づき還付金として歳出分3万円を、6年以前の分につきましては返還金として1万2,000円を計上したものでございます。関係される皆様には既におわびを申し上げ、内容についてのご説明を終えておりますが、今後このような事態が発生することのないよう改善策を講じ、適切な事務の執行を徹底してまいります。大変申しわけございませんでした。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項2目の基幹統計費でございます。3節時間外勤務手当及び7節賃金の増でございますが、国勢調査の審査業務に要する経費に不足が生ずるために補正をお願いするものでございます。減額分につきましては経費の精算によるものでございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 31ページをごらんください。31ページ下段でございます。7款1項1目商工総務費の時間外勤務手当でございますけれども、今後予定している業務に関連する本手当について不足が生じるため追加の補正をお願いするものでございます。

次に、7款1項3目観光費の食糧費でございますけれども、今後予定しておりますふるさと大使の美郷町内視察時における意見交換会時の経費として追加の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして32ページをお願いいたします。中段でございます。8款2項1目22節補償補てん及び賠償金でございますけれども、道路敷地として利用されている道路用

地につきまして、昭和50年から買収契約時の関係書類を調査したところ所有権移転登記の未処理が昭和55年から平成20年までの間に33件ありました。そのうち、13件12名の方について固定資産税の課税が確認されたため、これまで納付された固定資産税について経過年数に応じた税額分8万1,900円を補償するため補正をお願いするものでございます。

なお、関係者へは昨日までに既に訪問し内容の説明とおわびを申し上げます。今後、未登記への対応につきましては着手可能なものから順次所有権移転登記を実施するとともに、これまで課税されている13件の事案につきましては平成23年度分から課税対象除外措置を講じます。関係各位の皆様にご迷惑をおかけしたことに深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○企画財政課長（高橋 薫君） 34ページをお願いします。14款1項予備費ですが、補正総額の端数整理のために調整したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 13番。先ほど議案73号から76号までの議員の報酬並びに給与の改正の条例が可決されましたけれども、先ほど総務課長から一般会計の人件費などの減額補正の金額の説明がありましたけれども、この条例にかかわるところのものと減額補正の総額は把握しておりますか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 条例にかかわる制度改正の分でございますが、35ページをごらんいただきたいと思います。こちらに給与費明細書がございます。その比較欄の長等という欄がございますが、こちらは町長それから副町長の分でございます。今回の条例改正によりまして合わせて45万5,000円、合計欄でございますが、減額ということでございます。議員につきましては79万9,000円の減ということでございます。

36ページをごらんいただきたいと思いますが、一般職の分でございますが、給料こちらは減額の21万8,000円、これは制度改正、いわゆる条例改正の分でございます。それから職員手当につきましては37ページの(2)の方に給料及び職員手当の増減額の説明欄がございます。その中で制度改正に伴う増減分というのがございます。給料については、先ほど申しましたように21万8,000円、それから職員手当につきましては制度改正に増分が1,405万1,000円、その他の増というのがこちらは今回の給与改定には関係ない分、通常の事務量増、それから対象者の増ということでござい

ます。したがいまして、給料21万8,000円、職員手当1,405万1,000円、それに伴う共済費128万2,000円、こちらの三つが減額ということになります。今回の給与改定による減額ということになります。よろしいでしょうか。（「総額は把握していませんか」の声あり）

総額は全部で約1,500万円、端数はありますけれども約1,500万円ということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第78号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第78号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳出のみの補正でございます。43ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目3節職員手当及び4節共済費ですが、人事院勧告にかんがみ美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正にともない職員手当、共済費を減ずるため減額するものでございます。

3款1項1目予備費ですが、1目一般管理費において減額した額を予備費に増額するもので、予算総額に変更はございません。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第79号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第79号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正は歳出のみの補正でございます。51ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目3節の職員手当ですが、人事院勧告にかんがみ美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い職員手当を減ずるため減額するものでございます。

3款1項1目予備費ですが、1目一般管理費において減額した額を予備費に増額するもので、予算総額に変更はございません。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第80号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第80号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正は歳出のみの補正でございます。59ページをお願いいたします。

1款1項1目3節職員手当及び4節共済費ですが、人事院勧告にかんがみ美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い職員手当、共済費を減ずるため減額するものでございます。

3款1項1目予備費ですが、1目一般管理費において減額した額を予備費に増額するもので、予算総額に変更はございません。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成22年第8回美郷町議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時55分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成22年11月25日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 泉 美和子

署 名 議 員 泉 繁 夫